

みやま市建築行為等に係る後退道路用地の整備に関する要綱

平成21年11月1日

告示第175号

(目的)

第1条 この告示は、市道及び里道（道路法（昭和27年法律第180号）の適用がない道路をいう。）のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路及び法第43条第2項第2号の規定により許可された対象の道（以下「後退道路」という。）の機能保全に必要な基準を定めることにより、安全で良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物その他これに類する物で、通行に支障を来すものをいう。
- (2) 建築主等 法に基づく建築行為を行う者及び当該建築物等を設置する土地の所有者をいう。
- (3) 現境界線 道路敷と建築物等の敷地の境界線をいう。
- (4) 後退線 法第42条第2項及び法第43条第2項第2号の規定により道路境界線とみなされる線をいう。
- (5) 後退道路用地 現境界線から後退線までの間にある土地をいう。
- (6) 機能保全 後退道路用地を更地とし、道路としての機能を保全することをいう。

(事前協議)

第3条 後退道路に接した敷地の上に、建築物等を新築し、増築し、改築し、又は移転しようとする建築主等は、当該建築に係る後退道路用地の整備、管理及び帰属等について、あらかじめ市長と協議し、次条に定めるいずれかの

方法により当該用地の管理を行わなければならない。

- 2 前項の協議は、後退道路用地協議申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請に係る建築行為が福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）で指定する土地の区域内において行われる場合は、原則として後退道路用地を市へ寄附しなければならない旨を申請者に対して説明するものとする。

（後退道路用地の管理）

第4条 前条第1項に規定する建築に係る後退道路用地の管理は、次の各号のいずれか（前条第3項に規定する指定区域内における建築に係る後退道路用地の場合は、第1号に限る。）の方法によるものとする。

- (1) 寄附による市の管理
 - (2) 自己管理による機能保全
- 2 前項第1号に規定する後退道路用地の寄附に係る手続は、みやま市道路用地の寄附受納に関する要綱（平成19年みやま市告示第66号）の例による。
 - 3 第1項第2号に規定する後退道路用地の自己管理をする建築主等は、後退線の位置を明示する後退杭を標示し、機能保全に関する誓約書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日告示第201号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第 号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

みやま市長 様

申請人

建築主 住所.....

氏名.....

TEL.....

土地所有者 住所.....

氏名.....

TEL.....

誓約書

みやま市建築行為等に係る後退道路用地に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、
下記の物件を道路用地とするため更地とし、自己管理することを誓約します。

なお、この誓約書に違反した場合は、自己負担により当該物件を撤去いたします。

記

物件の表示

所	在	地番	地目	地籍	備考

※添付書類 後退線の位置を明示する図面